

# サプライヤーの皆さまへのお願い

大倉工業株式会社

制定：2024年4月  
大倉工業株式会社  
総務課

# サプライヤーの皆さまへのお願い

大倉工業は、人権の尊重、法令・国際ルールへの遵守はもとより、高い倫理観を持った事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献してまいります。また、社会的責任を自覚し、行動規範を定めこれを誠実に実行し、この行動規範の内容を継続的に見直し、改善してまいります。サプライヤーの皆さまへも以下に示すように事業活動を行っている国／地域の法令・社会規範の遵守と適切な管理をお願いいたします。

## 1. 法令・社会規範の遵守

国／地域の適用される法規制・社会規範を遵守する。

## 2. 人権・労働

### (2-1) 強制的な労働の禁止

すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る。

### (2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせない。また、そのような行為に加担しない。

### (2-3) 労働時間への配慮

法規制上定められている限度を超えて労働させない。

### (2-4) 適切な賃金と手当

労働者に支払われる報酬に適用されるすべての法規制を遵守する。

### (2-5) 非人道的な扱い・差別の禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為や差別を労働者に行わない。

### (2-6) 結社の自由、団体交渉権

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する。

## 3. 安全衛生

関連法規制を守り従業員が安全かつ衛生的で健康に働くことができる作業環境を整える。

## 4. 環境

省資源・省エネルギーなどに努め、排水や温室効果ガス、廃棄物の排出などによる環境負荷を抑制する。

## 5. 公正取引・倫理

### (5-1) 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行わない。

腐敗行為の防止を徹底し、反社会勢力との関係を持たない。

### (5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しない。

### (5-3) 適切な情報開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する。記録の改ざんや虚偽の情報開示はしない。

### (5-4) 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する。

### (5-5) 公正なビジネスの遂行

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る。

### (5-6) 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

### (5-7) 責任ある鉱物調達

人権などの社会問題を引き起こす原因となりうる鉱物を購入しない。

## 6. 品質・安全性

### (6-1) 製品の安全性の確保

製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要がある。

### (6-2) 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要がある。

### (6-3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要がある。

## 7. 事業継続計画

大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう事業継続計画を準備する。